

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%（標準税率）1.76%（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

予算科目			内容	決算額
7 款 地方消費税交付金	1 項 地方消費税交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	473,654
計				473,654

歳出

（単位：千円）

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	235,123	91,596		143,527	143,527
		3 目 障害者福祉費	170,632	40,940	11,401	118,291	118,291
		4 目 老人福祉費	1,001,201	115,897	13,808	871,496	871,496
		6 目 障害者自立支援費	643,928	478,210		165,718	165,718
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	537,840	457,405		80,435	80,435
		3 目 母子福祉費	320,313	64,571	8,177	247,565	247,565
		7 目 児童発達支援費	219,380	173,606		45,774	45,774
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	11,607	160		11,447	11,447
計			3,310,656	1,463,325	44,787	1,802,544	1,802,544

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費